

21 春闘中央行動行政・ユーザー申入れ
及び政党要請行動報告書

申し入れ及び回答書

2021年3月17～18日（水）
全国港湾・港運同盟

目 次

I. 国土交通省への申し入れ	・・・・・・	1～ 6
II. 厚生労働省への申し入れ	・・・・・・・	7～13
III. 消防庁への申し入れ	・・・・・・・	14～15
IV. 資源エネルギー庁への申し入れ	・・・・・・・	16～17
V. 総合資源エネルギー調査会への申し入れ(意見書)	・・・	18～19
VI. 経済産業省への申入れ	・・・・・・	20～21
VII. 外国船舶協会への申し入れ	・・・・・・	22～23
VIII. 日本貿易会への申し入れ	・・・・・・・・	24～25
IX. 政党要請行動について	・・・・・・・・	26～28

I. 国土交通省への申し入れについて

1. 港湾運送事業基盤の安定に資する課題

(1)認可料金制度に相当する法整備に向けた港湾に於ける適正料金収受を目的とし、料金等交渉に活用できる資料を基に具体化できる協議体制を構築すること。

<回答>

○ 昨年の春闇の際に、料金の適正収受を実現するためには、港湾運送契約の相手方となる荷主や船社の理解と協力が重要であることから、令和2年度中に港湾労働者不足に関する実態調査を行い、港湾運送事業者の皆様が荷主や船社との料金交渉の際に活用できる資料を作成したいと考えている旨を回答させて頂いたところです。

○ この調査については、昨年12月に調査票を発送し、本年1月に回収しました。回収率は概ね50%であり、現在、データのExcelへの入力を終え、集計表やグラフの作成作業を行っているところです。調査結果については、4月下旬頃に予定している全国港湾・港運同盟と港湾経済課の定例意見交換会の際にお示しし、調査結果をどう見るか、またどう活かしていくかについて意見交換を行いたいと考えています。

○ また、その次の定例意見交換会は6月を予定していますが、本日の申し入れを踏まえ、6月の議題については、港湾運送料金に関しての意見交換としてはどうかと考えています。この際に、港湾労働力不足に関する実態調査のポイントを簡潔にわかりやすくまとめた資料の原案についてもお示しさせて頂きたいと思います。

この資料は、確定後、国土交通省のホームページに掲載し、当省の見解として、荷主や船社を含む関係者に説明する際に使用していく予定であり、港湾運送事業者の皆さんのが取引先に説明する際に使用して頂くことも可能です。

○ なお、制度の見直しであれ、運用の見直しであれ、その影響を受ける関係者の理解と協力がなければ、実現は困難になります。この関係者の理解と協力を得るためには、現状の問題点を具体的・客観的に把握し、丁寧な説明を重ねていくことが重要であります。関係者の理解と協力を得ながら取り組んでいくことが重要だと考えています。

○ このように、適正料金収受に関するご要望については、港湾労組と港湾経済課の定例意見交換会の場を活用して議論を重ね、施策化が可能な段階になったものから、順次、具体化を進めて参りたいと考えております。

【参考】

○ 料金の適正収受のためとしてご要望頂いた行政処分等のホームページでの公表は、港湾局長通達の改正により、本年度(令和2年度)から、行政処分等を受けた事業者を、国土交通本省や各地方運輸局等のホームページで公表しております。(港湾局 港湾経済課)

2. 港湾政策に係る問題

(1) 脱石炭（所謂カーボンニュートラル）は社会的動向を受けたエネルギー政策の転換で、国策として進められることに伴い、それに関わる港では職域及び雇用に直結していくことに鑑み、所管する国交省として港湾労働者の雇用と就労の確保対策を提示すること。

<回答>

- 昨年7月より、経済産業省資源エネルギー庁に設置されている総合資源エネルギー調査会において、「非効率石炭火力のフェードアウト」について議論されております。この政策の企画立案及び実施については、基本的に経済産業省において行われるものですが、国土交通省は、港湾運送事業を所管する立場から、港湾労働者の皆さんのが雇用と就労への影響の発生の防止・最小化に十分に留意するよう、要請しております。
- 本件については、昨年の秋闇の際に回答させて頂いたように、国土交通省港湾経済課長と厚生労働省建設・港湾対策室長で資源エネルギー庁の電力基盤整備課長を訪問し、港湾労働者の皆さんのが雇用と就労への影響を強く懸念されている旨を伝えるとともに、今後、検討を進めるに当たっては、雇用と就労への影響の発生の防止・最小化に十分に留意して頂くよう、要請したところです。

また、その後、全国港湾・港運同盟からのご要望を踏まえ、港湾経済課にて調整の上、労組の皆さんと電力基盤整備課の間の直接の意見交換会を開催し、国土交通省と厚生労働省も同席しました。その結果、今後も必要に応じ、直接の意見交換の場を設けることとなりました。その後、港湾労組の皆さんから資源エネルギー庁に対し、意見書を提出され、現在、意見書への対応を資源エネルギー庁で検討されているものと承知しています。

- いずれにしても、現時点では、資源エネルギー庁としての方針も決まっていない段階ですので、国土交通省と致しましては、引き続き、港湾労組の皆さんのが懸念を資源エネルギー庁にお伝えするとともに、雇用と就労への影響の発生の防止・最小化に十分に留意して検討が行われるよう、働きかけて参ります。

また、定例意見交換会の場などを活用し、引き続き、港湾労組の皆さんと情報共有・意見交換を行いつつ、この問題に対応して参ります。(港湾局 港湾経済課)

2. 港湾政策に係る諸問題

- (2) AIターミナル構想などによる港湾の自動化政策や制度導入については、全国港湾との積極的な情報共有を図り、事前に対応できる体制を整えること。

<回答>

- 国土交通省と致しましては、「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた施策の円滑な実施のためには、関係の皆様の理解と協力が重要だと認識しております。
- このため、全国港湾・港運同盟の皆様との定例意見交換の場などを活用し、積極的な情報共有・意見交換を行うとともに、施策内容の改善を図って参りたいと考えています。
- なお、昨年の秋闇の際に回答させて頂いた点についても、引き続き、適切に対応して参ります。

【参考】昨年の秋闇の際のご回答

- 遠隔操作 RTG の導入の補助事業の実施に際しては、本年10月29日付けの中央労使間の「港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書」等の港湾労使の合意事項を尊重して対応して参ります。
- また、他の港湾運送の自動化について、今後、国土交通省として導入促進のため

の補助制度を創設する場合には、港湾運送事業者への事前説明を求めるとともに、関係労使の合意状況を踏まえて事業採択の可否を決定する方向で制度設計を行うなど、関係の皆様の理解と協力の下、事業を実施できるよう、努めて参りたいと考えています。(港湾局 国際コンテナ戦略港湾政策推進室)

3. 港湾労働者の雇用と職域に係る問題

(1) 港頭地域に隣接する地区での港湾運送事業行為によるダンピング防止や港湾倉庫内作業の港湾運送事業法適用を行い、港労法との整合性を図るなど同等地域内の公正な競争を保つ措置策を整備すること。

<回答>

- 港頭地区に隣接する地区に立地する倉庫業法に基づく営業倉庫や港湾倉庫につきましては、こうした倉庫業と港湾運送事業とがこれまで50年以上の歴史を重ね、それぞれの実情を踏まえながら一定の境目をつけて運用されてきたところであり、一律に港湾運送事業とすることは困難と考えております。
- これらの倉庫業者に対し、仮に、港湾運送事業の許可を得ることを求める場合には、倉庫業法との二重規制になるとともに、港湾運送事業の許可基準を満たせない倉庫業者の廃業や労働者の失業につながることになるため、規制の対象となる事業者や労働者からは強い反発や反対が予想されるところです。仮に、ご要望のような措置を講じようとする場合には関係法律の改正が必要ですが、関係者からそのような反発や反対があってもなお新たな規制を行わなくてはならない必要性や、規制の内容の妥当性が客観的に立証できるか否かが問題となり、実現は現実的ではないものと考えられます。
- なお、不当廉売については、独占禁止法に基づき、不公正な取引方法の一つとして禁止されており、「正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」等に該当する行為に対しては、独占禁止法に基づく規制が適用される可能性があります。
- 港湾運送事業と倉庫業の関係については、今後とも、互いの秩序の維持を図りながら、諸制度を運用していくことが必要と考えております。(港湾局 港湾経済課)

3. 港湾労働者の雇用と職域に係る問題

(2) コンテナターミナルゲート作業は、実態として受け渡し行為が発生していることから、港湾運送事業行為として、責任が持てる港湾運送事業者が対応できる体制を整える措置を講ずること。

<回答>

- ご要望の趣旨が、ダメージチェック、シールチェック等を港湾運送事業者以外の者は行えないようにするということであれば、港湾運送事業法の改正が必要となるものと考えられます。この場合、現在、これらの作業を行っている事業者や労働者が、引き続きこれらの作業を行うことは困難になり、廃業や失業の発生も懸念されることから、規制の対象となる事業者や労働者からは強い反発や反対が予想されるところです。そのような反発や反対があっても、新たな規制を行わなくてはならない必要性や、規制の内容の

妥当性が客観的に立証できるか否かが問題となるものと考えております。

- 法律を改正するためには、業界内部のみならず、広く社会的な支持が得られることが必要であり、ご要望のような法整備を行うことは、現時点では当省として把握している情報や、頂いている情報の限りでは、困難と考えております。(港湾局 港湾経済課)

3. 港湾労働者の雇用と職域に係る問題

- (3)インランドデポ・コンテナラウンドユース・AEOなど、他の省庁が進める政策による港湾通過貨物の拡大は、港湾事業の基盤や機能を狭め、海コン輸送にも影響を与える。道路など国内インフラの保全、国民の交通環境改善には、港湾で荷捌きし、港湾でチェック（検数・検定作業）する港湾を基点とした港湾運送事業を確保する体制が不可欠である。よって、経産省・財務省とも連携し、必要な施策の改善及び法整備を行うこと。

<回答>

- 港湾やその周辺での荷捌きなどの増加を図るために、荷主などのユーザーが港湾以外の場所で荷捌きなどを行おうとする原因を踏まえた対応が必要であり、そのような改善がない中で、規制によって港湾やその周辺の利用を強制することは適当ではなく、関係者の理解を得ることも困難と考えています。
- 例えば、インランドデポの利用やコンテナのラウンドユースに荷主や船社が取り組んでいるのは、大港湾のコンテナターミナルのゲート前での長時間待機やこれに伴うトレーラーの回転率の低下などを背景に、トレーラーの運転者不足が生じ、安定的なドレージが難しくなっていることなどが大きな原因であり、このような点を改善し、港湾を利用する魅力を取り戻すことが重要だと考えています。
- このため、国土交通省は、コンテナターミナルの整備による処理能力の向上、新・港湾情報システムCONPASの導入によるゲート処理能力の向上などに取り組んでいるところであり、引き続き、港湾の混雑の改善などに取り組んで参ります。(港湾局 港湾経済課)

4. 新型コロナウイルス感染症対策

- (1)港湾労働者はエッセンシャルワーカーとして外貨・外船等との接触機会も多いことから、一般的対応では手遅れになり、事業が成り立たない事態にも陥る可能性からPCR検査の充実及びワクチン優先接種の実施体制を早急に整えること。

<回答>

- 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、死者・重症者の低減を目的に、医療従事者、高齢者等から接種していくことが、政府全体の方針として、令和3年2月9日の新型コロナウイルス感染症対策分科会でとりまとめられたところです。
- また、政府の方針では、ワクチンについては、できる限り早期に、国民に提供するための十分な数量の確保を目指すとともに、接種順位の上位に位置付けられていない方についても、ワクチンが確保され次第、迅速に接種を進めていくこととされております。
- これらのワクチンやPCR検査についての政府の方針については、別添の資料をご参照下さい。
- 国土交通省としましては、引き続き、港湾労組の皆さんのご要望を関係省庁に届けるとともに、関連物資の円滑な輸送などに必要な取組を通じ、港湾労働者の皆さんを含め、

希望する国民の皆さんが出しでも早くワクチンの接種が受けられるよう、努力して参ります。(港湾局 港湾経済課)

5. 安全・安心の諸施策

(1)フレキシブルバッグの使用やコンテナ情報の運転者への徹底がガイドラインとして運用されているが、荷主など港湾利用者の責任だけでは安全は担保できないため、タンクコンテナの推奨や港湾事業者による重量や品目などの情報伝達などの体制整備を行うこと。

<回答>

- コンテナの陸上運送の安全対策について万全を期すため、平成25年6月末に安全輸送ガイドライン及び安全輸送マニュアルをとりまとめ、これに基づく取組を平成25年8月より開始しました。本ガイドライン等では、コンテナ情報の伝達や荷主を含む全ての関係者の役割について定めるほか、貨物輸送ユニットの収納のための行動規範の内容についても盛り込んでおります。
- また、フレキシブルタンクからの漏えいを防止するため、本ガイドライン等に、フレキシブルタンクを用いる際に確認すべき内容として、十分な強度を有するものを使用すること、取り付ける前に、コンテナ内を清掃しながら、釘などの突起物がないことを確認すること、段ボールでコンテナの床と壁を覆うなど適切な積付けを実施することを明記することなどを、「国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策会議」において決定し、平成30年4月に改訂したところであります。
- さらに、荷主が貨物を適切に積付けし、運転者が品目や重量の情報から貨物の状態を推測し、適切に運行を行うようにするため、国際海上コンテナで輸送される主な品目について、積付のポイント、運転の際に気をつけることを一覧にまとめ、ガイドライン等の改訂を令和3年3月中に予定しています。
- 國土交通省では、フレキシブルタンクを含む国際海上コンテナの安全輸送のためには、まずはガイドライン等の内容について周知徹底を図ることが重要であると考えており、引き続き関係省庁で連携し、ガイドライン等の内容について、安全対策会議や地方連絡会議等を通じて周知を図って参ります。(自動車局 安全政策課)

5. 安全・安心の諸施策

(2)港湾に於ける石綿被災について貴省として国の責任を認め、厚生労働省と連携のうえ、四者協議を早期開催し、港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。

<回答>

- 港湾労働者の労働災害の防止は重要な課題であり、国土交通省としては、適切な労働環境の確保は大変重要であると認識しておりますので、労働災害に関する事を所掌している厚生労働省に対し、港湾運送事業の事業所管省庁として必要な協力をに行ってまいります。
- また、四者協議につきましても、厚生労働省の主催により、平成21年から開催されていたところですが、現在、厚生労働省において港湾におけるアスベスト問題の課題に

関する整理等を行っていると聞いており、今後、厚生労働省から協議の再開に関する連絡があった場合は、国土交通省としても、引き続き参加していきたいと考えており、厚生労働省にもその旨お伝えしているところです。

- なお、労働災害の救済の観点から港湾労使により設立された「港湾石綿（いしわた）対策基金」につきましては、労働者の石綿健康被害について所管している厚生労働省にご相談ください。（港湾局　港湾経済課）

5. 安全・安心の諸施策

- (3) 近年、頻発する自然災害の影響で、港湾地区に甚大な被害を及ぼしていることから、想定外の自然災害にも対応し得る港運事業者及び港湾労働者に対する救済措置制度を確立すること。

＜回答＞

- 近年、頻発する大規模な自然災害の影響で、港湾運送事業者や港湾労働者の皆様が被害を受けていることは承知しております。
- 我が国の港湾は、貿易量の99.6%が経由し、背後地となる港湾所在市町村は、人口約6,000万人、製造品出荷額等も全国の約半数を占める約150兆円を擁するなど、島国日本の生命線となっています。
- このため、災害発生時においても、港湾及びその背後地の人命防護、資産被害の最小化、また、基幹的海上交通ネットワークを維持することが重要です。
- このような状況を踏まえ、昨年8月には、交通政策審議会より、「今後の港湾におけるハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策のあり方」が答申されました。今後は、本答申を踏まえ、昨年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」により、港湾で働く皆様の安全・安心にも資する地震・津波・高潮・高波・暴風対策などのハード施策を着実に進めるとともに、高潮・高波を考慮した港湾BCPの策定、訓練による実効性の向上など関係者と連携してソフト施策に取り組んでまいります。
- また、台風の接近の際などに、日本港運協会を通じて、情報連絡体制の確立、コンテナの段落とし・固縛などの事前対策の要請などを行っているところです。一昨年、京浜港は二度にわたって台風の直撃を受けましたが、事前対策の徹底が図られた二度目の直撃の際には、一度目に比べ、被害の大幅な軽減が図られたところであります。新年度においても、このような事前対策の徹底を要請して参りたいと考えています。
- なお、政府内において、大規模自然災害の被害者への業種横断的な支援策の検討が行われる場合には、港湾運送事業者の被害状況を踏まえつつ、必要に応じ、対象事業への追加を働きかけるなど、適切に対応して参りたいと考えております。（港湾局　港湾経済課）

II. 厚生労働省の申し入れについて

1. 港湾労働法の順守並びに全港・全職種適用拡大について

- (1) 現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を 早急に行うこと。
- (2) 労政審港湾労働専門委員会での「報告書」に基づき、現行港湾労働法の改正で以って適用対象を全港・全職種とすべく、早急に港運労使との三者協議を開催すること。

<回答>

- 港湾労働法の適用範囲については、平成30年度の 港湾労働専門委員会等の中で労使双方から様々な意見が出され、相当な時間をかけて議論を重ねた結果、労働者代表委員の意見(※)を記載した上で、報告書を取りまとめたところです。
※ 港湾労働専門委員会報告書「2. 適用港湾・適用職種への対応について」～こうした前提の下、適用港湾・適用職種の範囲については、港湾労使の合意がなされているという状況も踏まえ、港湾労使による検討が引き続き行われていることにも留意しつつ、港湾労働を取り巻く諸情勢の動向等を見極めながら、行政も含めて議論を重ねる必要がある。～
- この報告書の中で、適用港湾・適用職種については、港湾労使による検討が引き続き行われていることにも留意しつつ、港湾労働を取り巻く諸情勢の動向等を見極めながら、議論を重ねる必要があるとされています。
- 港湾労使による「港労法問題労使検討委員会」での議論を前提としつつ、先般の港湾労働専門委員会の場において、行政としても非適用港に対して調査を行うことで議論が進むのではないかと指摘があったことも踏まえ、国土交通省とも相談して、どの港湾にどのような観点から調査を行うべきかなどの検討を行ってまいります。(職業安定局建設・港湾対策室)

1. 港湾労働法の順守並びに全港・全職種適用拡大について

- (3) 港湾労働秩序維持のために、6大港に於いてワッペンの斉一化を行うこと。

<回答>

- 常時港湾運送の業務に従事する労働者に対しては、港湾労働者証を交付することとしており、港湾労働者証の交付を受けた労働者には、港湾運送業務に従事する際の携帯義務と公共職業安定所の職員から求められた場合には提示する義務があります。
- 港湾労働秩序維持のためのパトロールにおいて、港湾労働者証の確認を効率的に行うため、一部の港湾では、港湾労使の取決めにより、港湾労働者のヘルメットに港湾労働者証をコピーしたワッペンを貼り付ける運用を行っているところです。
- ワッペン配布の環境整備を図るため、令和3年度予算案において、ワッペン配布に係る経費が認められたところです。厚生労働省としても実施港の事例を示すなど、引き続き、未実施の港湾において、港湾労使の理解と合意が得られるよう、各港湾の実情を踏まえて、丁寧に対応していく予定としています。(職業安定局建設・港湾対策室)

2. 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

- (1) 六大港における港湾倉庫については、港頭地域の海荷を取り扱う倉庫・物流施設を

全て港湾倉庫に指定すること。（港労法改正を含む）マルチテナント型倉庫に対する港湾倉庫適用についても上記同様に指定を行うこと。尚、港湾倉庫指定に係る基準改定協議会（仮称）を設置すること。

＜回答＞

- 港湾倉庫業務については、港湾運送業務との間に労働者の相互流動が見られることから、港湾運送労働者と同様の雇用の改善等を図る必要があるという主旨で港湾労働法において適用対象とされているものです。したがって、港湾倉庫は、港湾の水域から一定の範囲内で、一定量の荷物を取り扱う倉庫・物流施設以外については、港湾倉庫とならないため、御理解いただきたいと思います。
- なお、港湾倉庫を具体的に指定するに当たっては、各港湾における倉庫荷役の実態、当該倉庫に近接する同等の倉庫に対する法の適用状況等を総合的に勘案しつつ、公共職業安定所長が管轄運輸局の意見を聴いて判断しているところです。
- また、マルチテナント型の港湾倉庫の指定に当たっては、倉庫の状況に対応した課題の整理が必要であると考えます。このため、各港湾の実情並びに関係各位のご意見をも踏まえつつ、引き続き、実態の把握・整理を進めていきたいと考えます。（職業安定局建設・港湾対策室）

2. 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

(2) 「特定港湾倉庫指定のあり方に関する三者懇談会（仮称）」を設置すること。

＜回答＞

○ 【特定港湾倉庫に関する事項】

- (1) 特定港湾倉庫については、労働者派遣法施行令において、厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫のうち一定の貨物を扱うものを特定港湾倉庫としており、その区域については厚生労働省告示（※）において定めている ところです。
(※)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令 第一条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する区域(平成 11 年労働省告示 1399 号)
- (2) 労働者派遣法違反が疑われるものがあれば、都道府県労働局需給調整事業部課室へ情報を提供していただくようお願いします。必要に応じて調査を行い、法令違反であることが確認された場合は、適切に指導監督してまいります。（職業安定局需給調整事業課）

2. 港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

(3) 港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港運事業法でいう許可事業者に雇用された労働者とすること。

＜回答＞

- 倉庫労働者を港湾運送事業法上の許可事業者に雇用された労働者とすることについては、国土交通省所管の港湾運送事業法を港湾倉庫の作業にも適用するか否かという問題であると考えられるため、国土交通省の判断となるものです。
- なお、労使含めた三者による共同パトロールについては、各港で、毎年度、「港湾労

「労働法遵守旬間」において重点的に実施しており、引き続き、港湾区域における適正な雇用管理を推進してまいりたいと考えております。(職業安定局建設・港湾対策室)

3. コンテナターミナルゲート作業の職域について

コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域として法的措置について国交省と連携し講じること。具体的にはコンテナターミナルゲート作業は検数検定・関連労働者・港湾荷役の職域として措置すること。

<回答>

- 「港湾労働の定義」については、国土交通省所管の港湾運送事業法に定める港湾運送業務などを基にしており、コンテナターミナルゲート作業については、国土交通省からは、港湾運送事業法に規定する港湾運送事業及び港湾運送関連事業の行為には該当しないと聞いております。
- なお、港湾労働法の適用対象とする業務は、① 事業活動に波動性があるか、② 常用労働者による作業を推進していく必要があるか、といった港湾労働の特殊性を有する業務であるかを勘案して決定すべきものと考えております。(職業安定局建設・港湾対策室)

4. 港湾労働の石綿被災対策について

- (1) 港湾労働石綿被災補償制度の確立について国策として救済基金(仮称)の制度を創設すること。

<回答>

- これまで業務に起因して石綿の健康被害を受けた労働者については、労働者災害補償保険法に基づく必要な保険給付を行うとともに、労働者災害補償保険法に基づく保険給付を受けることができない者については、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく必要な給付を行っているところです。
- 厚生労働省としては、現行の制度に基づき、必要な補償等をしっかりと行なっていきます。(労働基準局労災管理課) (労働基準局総務課石綿対策室)

4. 港湾労働の石綿被災対策について

- (2) 所謂、四者協議を直ちに設置し、再開すること。

<回答>

- 港湾アスベスト問題については、平成21年と22年に港湾労使、国土交通省、厚生労働省をメンバーとして開催した四者協議の場やその後の各種要請等の場において、課題が提示されているところです。
- 当室においては、一昨年11月の要請以降、港湾アスベスト問題の課題を整理し、省内の関係部署とともに現状の取扱いを整理し、一昨年末に組合に対して、整理案を提示し、課題別に検討を行うことについて提案したところであり、現在、貴組合からの回答待ちの状況と認識しております。また、日本港運協会及び国土交通省に対しても、同内容の情報提供を行い意見の集約を進めているところです。
- 貴組合からの回答を頂いた上で、当室において、今後の進め方を整理し、関係者に情

報提供する予定とし ています。(職業安定局建設・港湾対策室)

4. 港湾労働の石綿被災対策について

(3) 港湾施設における石綿対策調査実施と曝露防止策の再検証を行い、国策として講じること。

<回答>

- 労働者が働く場所の石綿対策については、石綿障害予防規則第10条において、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿などが損傷、劣化等により発じんして、労働者が石綿にばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないことを事業者に義務づけています。引き続き、この規定の履行確保を図ってまいります。
- なお、本件は、上記1のとおりですが、4(2)の四者協議における課題のひとつであり、その中で、今後の進め方を検討することになると考えます。(労働基準局安全衛生部化学物質対策課)(職業安定局建設・港湾対策室)

5. 港湾の通貨貨物対策について 近年、海上コンテナ輸送は、コンテナ対策・地球温暖化対策などにより内陸地でのインランドデポやコンテナ ラウンドユース事業が拡大し続けています。このことは、港湾労働者の職域・業域を奪うものであり、社会悪物資を水際での排除を担ってきた港湾運送事業者を否定するものです。よって、関係省庁と連携を図り、必要な施策の改善及び法整備を行うこと。

<回答>

- コンテナラウンドユース事業は、物流の効率化及び二酸化炭素の排出量削減を図る取組であるとともに、物流業界の労働力不足対策に資するものと承知しています。厚生労働省としては、当該事業による港湾運送事業者へ与える影響等を注視するとともに、国土交通省や関係機関と連携しながら必要な対策を検討してまいります。(職業安定局建設・港湾対策室)

6. ILO(国際労働機関)条約・勧告批准について

ILO 第137号条約(港湾における新しい荷役方法 の社会的影響に関する条約)を批准すること。また、これら条約を補足する各勧告(第145・160号)についても同様の措置を講じること。

<回答>

- ILO第137号条約とそれに伴う勧告第145号の内容については、現行の港湾労働法により、おおむね満たされているものと考えております。
その上で、・雇用保障に関する考え方、・港湾労働者の登録(届出制)に関する考え方などで更に議論が必要な事項があると認識しております。(職業安定局建設・港湾対策室)
- (※安衛部は160号のみ該当)ILO第160号勧告の内容について、労働安全衛生法その他関係法令によって、おおむね実施されているところですが、玉掛け用具に対する規制など一部について、さらに議論が必要な事項があると認識しております。(労働基準局安

7. 所謂、新型コロナウィルスについて、港湾労働者の安全・安心が担保しうる措置を講じること。

(1) 外賃船(革新船・在来船)における本船荷役の際、感染予防を期すべく本船荷役に携わる全ての港湾労働者に対し「安全マニュアル」について労使三者で以て早急に策定すること。

<回答>

○ 新型コロナウィルス感染症の主要な感染経路は飛沫感染と接触感染であると考えられています。このため、業務の各段階で、労働者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳工チケットなど、一般的な感染予防が重要となります。新型コロナウィルスの感染予防については、厚生労働省ホームページ等で公表している情報を参考として対策を行うようお願いします。

※厚生労働省「新型コロナウィルスに関するQ&A(一般向け)」をご参照ください。なお、ホームページは日々更新されておりますのでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#pictogram

○ なお、港湾労働者の業務に特化した対策については昨年4月に国土交通省より(一社)日本港運協会等に対し「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウィルス感染症への感染防止のための推奨事項」が示されております。(職業安定局建設・港湾対策室)

令和3年3月17日(水) 港湾労組要請 問7 所謂、新型コロナウィルスについて、港湾労働者の安全・安心が担保しうる措置を講じること。

7. 所謂、新型コロナウィルスについて

(2) 本船荷役に携わる全ての港湾労働者に対し、医療機関による感染検査を常時行える措置を講じること。また、港湾労働者が感染した恐れがある場合に感染拡大防止の観点から当該者以外の全の港湾労働者にもPCR検査を受診できるように国策として講じること。尚、費用については国庫負担とすること。

<回答>

○ 新型コロナウィルスに係る検査体制の整備では、感染拡大防止の観点から行う行政検査の体制整備が重要で、地方衛生研究所に限らず、民間検査機関等にもご協力いただけるよう、補正予算や予備費も活用して、民間検査機関等も補助対象に地方自治体における検査体制の整備を支援しています。

○ また、その検査については、検査が必要な方が迅速・スムーズに検査を受けられるようにするとともに、感染拡大を防止する必要がある場合に広く検査が受けられるようにすることが重要です。

○ このため、地域における感染状況を踏まえ、感染拡大防止の必要がある場合、現に感染が発生した施設に限らず、地域の施設等を幅広く検査を実施するよう都道府県等に對して要請しているところです。(職業安定局建設・港湾対策室)

7. 所謂、新型コロナウィルスについて

(3) 輸入貨物を取り扱う全ての港湾労働者に対して同様の措置を講ずること。

<回答>

- 輸入貨物を取り扱う港湾労働者についても、問7(2)と同様の対応になります。
- なお、現在のところ、ウイルスが見つかった場所から積み出された物品との接触から人が新型コロナウイルスに感染したという報告はありません。WHO、一般的にコロナウイルスは、手紙や荷物のような物の表面では長時間生き残ることができないとしています。(職業安定局建設・港湾対策室)

※厚生労働省ホームページより、以下をご参照下さい。なお、ホームページは日々更新されておりますのでご注意ください。「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-7

7. 所謂、新型コロナウィルスについて

(4) 港湾労働者が感染した場合に余儀なく休業した場合は、休業補償制度措置を講じること。

<回答>

- 港湾労働者の方が業務により新型コロナウイルスに感染したと認められる場合には、労災保険給付の対象とする取扱いとしているところであり、療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合は、休業補償給付を受けることができます。

※厚生労働省ホームページに新型コロナウイルスに関する労災補償についてのQ&Aが掲載されておりますので、以下をご参照下さい。なお、ホームページは日々更新されておりますのでご注意ください。「新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00018.html#Q5-1 (労働基準局 補償課)

7. 所謂、新型コロナウィルスについて

(5) 事業継続を図るうえで、雇用確保に向けて本年末までとなっている雇用調整助成金の特例措置を新型コロナウイルス感染症が収束するまで延長すること。

<回答>

- 雇用調整助成金については、事業主の皆様の雇用維持の努力を強力に支援するため、これまで前例のない特例措置を講じてきたところです。
- この特例措置については、現行の緊急事態宣言を前提とすると4月末まで継続し、その上で、5月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置を段階的に縮減しますが、感染が拡大している地域の企業や特に業況が厳しい企業については、2か月間、特例措置を講じることとしています。
- いずれにしても、その時々の感染状況や雇用情勢等をしっかりと見極めながら、引き続き適切に対応してまいります。(職業安定局雇用開発企画課)

7. 所謂、新型コロナウィルスについて

(6) 港湾労働者はエッセンシャルワーカーとしての社会 生活維持のために従事していることを鑑み、全ての港湾労働者に対してコロナウィルスに対するワクチンが確保できた場合は優先的に予防接種できるよう貴省として体制を整えること。

<回答>

- ワクチン接種のあり方については、「新型コロナウィルス感染症対策分科会」において検討が行われ、本年2月 9日にとりまとめ(※1)が公表されたところです。
(※1)「新型コロナウィルス感染症に係るワクチンの接種について」
- とりまとめでは、・ 社会機能維持のために特定の業種について接種を行う「特定接種」の枠組みはとらず、住民への接種を優先する考えに立ち、・ 簡素かつ効率的な接種体制を構築し、あらゆる人に迅速にワクチン接種することを目指して、ワクチンの確保、接種体制整備を進めることとしております。
- このため、社会機能維持という観点からの特定業種に接種を行うことは想定しておりませんが、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も段階的に行わざるを得ないなかで、接種順位を明確にすることは必要です。
- とりまとめでは、重症者や死者をできるだけ抑制することや医療提供体制の確保等の観点から、医療従事者 や高齢者及び基礎疾患を有する者等を接種順位の上位 に位置づけて接種するとされたところです。
- それ以外の人についても、ワクチンが確保され次第、迅速に接種を進めてまいります。
(※1)内閣官房ホームページより、以下をご参照下さい。(職業安定局建設・港湾対策室)
令和3年2月9日「新型コロナウィルス感染症に係るワクチンの接種について」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/bunkakai/wakuchin_sesyu.pdf

8. 老朽化石炭火力発電所の削減政策（経産省）に伴い、港湾労働者の雇用・職域が失われることについて国策として安定的措置を講ずること。

<回答>

- 昨年11月の申し入れにおける議論を踏まえ、昨年11月末に国土交通省とともに資源エネルギー庁に対し、非効率石炭火力のフェードアウトによる港湾労働者の雇用や就労への影響の発生の防止・最小化に十分に留意するよう、働きかけを行ったところです。
- また、本年1月には、貴組合、資源エネルギー庁、国土交通省及び厚生労働省において、意見交換を行いました。
- 引き続き、貴組合からお話しを伺いながら、資源エネルギー庁及び国土交通省と連携して、厚生労働省としても必要に応じた対策を講じる等、労働者の雇用の 安定に努めてまいります。(職業安定局建設・港湾対策室)

III. 消防庁への申し入れについて

1. フレキシブルバックによる危険物貨物輸送の禁止について

依然として、ドライコンテナによるフレキシブルバックを用いた輸送がコスト削減を理由に行われている。消防法による危険物(液体)自体のドライコンテナでの輸送は無いと思われるが、動植物油(液体)に関しては行われており、フレキシブルバック自体も再利用されていて劣化による流出事故の報告も多数ある。

いかに発火点が高い動植物油であっても、流出事故ともなると車両火災や重大災害が発生し、運転手や一般市民が危険な事故に巻き込まれる状況となるため、動植物油(液体)の ISO コンテナでの輸送についてはタンクコンテナでの輸送に限るように国土交通省自動車局と連携して改正するとともに、危険物の液体輸送におけるタンクコンテナ輸送推進に向けた具体的な取り組みの進捗状況を示されたい。

<回答>

フレキシブルバックでの危険物の流出事故は、平成30年に兵庫県で一件発生している。この事故は、船舶からの荷揚げ時点ですでに内容物が流出していたと報告を受けている。フレキシブルバックを液体の危険物運搬容器として用いる場合(再利用の場合も含む)には消防法令上の基準を満たす必要がある。

フレキシブルバックによる液体の輸送については、国土交通省が主管する部分が大であると考えるが、国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルを危険物の輸送に関する事業者等に周知し、また、危険物の輸送におけるタンクコンテナ輸送推進に向けた取り組みも今後考えていきたい。

2. 危険物貨物輸送の安全について

(1) 現状、ISO コンテナの危険物輸送に関して、外航海運・内航海運とともに国際基準にて運用されているが、港頭地区で陸上輸送となった時点で危険物そのものの定義に差異が発生することにより、港頭地区での引き渡しに際し、混乱が生じていることなどの現状を把握し、国際基準への統一化とその危険性に応じた規制を早急に整備すること。そのため所管に委ねることなく、連絡会議を設置し、具体的対応を図ること。

<回答>

ISO コンテナ等の危険物輸送に関する港頭地区での引き渡し状況などの現地調査や情報収取を引き続き行い、課題の整理、危険性の応じた規制等、具体的な対応策を考えていきたい。

(2) 輸入コンテナにおける危険物貨物について荷主からの情報伝達が遅いため、ターミナル内の仮蔵置申請が遅れている状況にある。また、仮蔵置許可についても自治体ごとの違いはあるが、日数を要することから実際には輸入コンテナが通過扱いされ仮陸揚げされている実態もある。さらには申請費用も事業者が負担している実情も見受けられる。安全・安心の港となるように荷主からの情報伝達の義務付け、もしくは荷主による仮蔵置申請をさせるように申請基準の改正を行うこと。

(3) ISO コンテナにおける移動タンク貯蔵所に関する手続きについて、現状はタンクロ

ーリーを想定したものとなっており、輸出入がメインのISOコンテナシャーシでは手続き上の問題があるため、許可手続きを行なっていないドレー業者による運行の実態が報告されている。については、法令順守のためにも、申請・許可手続きの合理化・迅速化に向けて処理基準を改善すること。

- (4) 安全データシート(SDS)は、危険物輸送時における緊急対処における重要な情報であることから、ISOコンテナの国内輸送においては、SDSの日本語での交付を義務付けるよう経済産業省へ働きかけること。

また、消防法上のSDS義務付けは無く、危険物取扱者同乗で事足りるとのことであるとしているが、危険物従事者の事故時対応において、連絡体制に不測の事態となった場合においても、緊急対処できるようISOコンテナ輸送に限り、SDSの義務付け等の法整備を図ること。

- (5) 積載する危険物の事故処理対応について、重大事故において運転手からの積載危険物詳細等の伝達が不可能な場合があることから、車外に国連番号の表示を義務化するとともに、国連データベースを整備し、PCやスマートフォンなどの通信端末で、事故処理方法などイエローカードの内容を検索できるように改善すること。

- (6) イエローカードについては依然として車上に常に複数枚常備されていることが多く、緊急時に戸惑いが出るなど極めて深刻な状態となっている。日本化学工業協会の自主的運用であるイエローカードについては、指導にとどまらず他省庁との連携を図るとともに、都度の運行時に日付入りの文書として荷主責任として交付するよう法制化すること。

- (7) ISOコンテナ輸送における危険物国内輸送における実態調査を行い、港頭地域での蔵置状況や管理状況、また陸上輸送となるまでの間、港湾運営会社や港湾労働者等あらゆる関係者に対し、危険物であることが分かるような仕組みを構築すること。

そのうえで運転手に対するSDSやイエローカードの携帯状況や危険品類の品名、数量の把握状況等の徹底を図ることを荷主はじめ関係諸団体に周知徹底すること。

<回答>

- 2.(2)から2.(7)まで

ISOコンテナ等の危険物輸送に関する港頭地区での引き渡し状況などの現地調査や情報収集を引き続き行い、課題の整理、危険性の応じた規制等、具体的な対応策を考えていきたい。なお、危険物輸送等の動向等を踏まえた安全対策について、来年度検討委員会を立ち上げ、検討を行っていく予定である。

3. 危険物輸送に関する諸問題について、貴庁による検討会等が進められるとしていることから、現場の実情を把握出来得る労働者の代表を検討会等に参加させること。

<回答>

現在、危険物輸送に関する港頭地区での引き渡し状況などの情報収集等を行っている段階であり、検討会の体制については、今後検討を行っていく予定である。

IV. 資源エネルギー庁への申し入れ

1. 港湾運送・港湾関係事業への影響と対策について

石炭火力発電施設の稼働にかかる事業者は多数あり、地域の雇用に与える影響は多大なものとなります。特に石炭の荷卸し・移送・配送にかかる港湾での業務は多岐にわたり、直接的には1万人、関係業務を入れると倍にも3倍にも膨れ上がり、港湾と関係事業に働く労働者においては雇用不安が、港湾運送事業者と関連事業者においては事業継続への不安が広がっています。このため、以下の点について要請します。

- (1) 貴庁において、雇用と事業継続への不安を払拭することは言うに及ばず、港湾労働者の雇用が確保されるとともに、港湾運送事業者の事業が継続できるようにするための具体的な取り組みを国の政策及び計画に明記し実行すること。

<回答>

非効率石炭火力のフェードアウトに向けた政策を検討するに当たっては、廃止ありきの議論をしているわけではなく、非効率の定義を改めて検討するとともに、2018年に閣議決定したエネルギー基本計画に非効率石炭火力と明記されたSC・Sub-Cにおいても、事業者による高効率化の努力や工夫を評価する仕組みとし、事業者に対して目指すべき目標水準を提示しようとしております。このため、事業者による創意工夫を促すような制度設計をすべく、検討を進めてまいります。

- (2) そのために、当該政策や計画の策定過程で、直接的な政策所管官庁である貴庁との情報交換・意見交換とともに、貴庁・国土交通省・厚生労働省、そして港湾労働組合という枠組みでの協議を行い、対策を検討し、施策の具体化を図ること。その際、港湾運送事業者団体である、一般社団法人日本港運協会(日港協)の参加も視野に入れて対応すること。

<回答>

ご希望に応じ意見交換をさせていただきたい。

- (3) 別紙の意見書を総合資源エネルギー調査会の適切な会議で配付して検討を行うこと。

<回答>

2021年3月22日(月)開催の「第7回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 合同 石炭火力検討ワーキンググループ」において参考資料として配布いたします。

2. 政府は、地元対策を民間の発電事業者に丸投げするべきではない

この石炭火力発電の廃止・縮小政策によって港湾労働者の雇用と港湾運送事業者の事業基盤に影響を与えることは明白で、港湾運送事業者などに対する地元対策の内容の検討も実施も発電事業者の判断として丸投げするようでは雇用と関係事業者の事業継続は担保できません。発注側である発電事業者は受注側である港湾運送事業者よりも立場

が強いため、単に民間事業者同士で話し合いをしても、対等な話し合いができるとは考えられません。

「国は政策の策定までで、実際にどうするかは発電事業者が考える」、「個々の石炭火力発電施設の廃止・縮小の内容や地元対策の内容は発電事業者が自分で判断していることなので、政府はあずかり知らぬ」では問題です。過去にも似たようなことがあり、政府から同じようなことを言われ続けてきたのがこれまで私たち港湾労働組合の経験であり、これを繰り返すわけにはまいりません。このため、検討中の政策が以下の点も含む政策になるよう、お願いします。

- (1) 石炭火力発電の廃止・縮小が港湾労働者や港湾運送事業者に与える負の影響の発生を防止・軽減するための政策を、貴庁は、関係省庁とともに、責任をもって検討・実施すること。発電事業者の対応が不十分な場合は、貴庁は、発電事業者を指導すること。

<回答>

非効率石炭火力のフェードアウトに係る政策においては上述の通り電力会社に対して休廃止を義務付けるものではないですが、引き続き丁寧に議論をしてまいりたい。

- (2) 貴庁は、関係者に対する説明と協議を発電事業者任せにするのではなく、自ら責任をもって行うこと。発電事業者の対応が不十分な場合は、貴庁は、発電事業者を指導すること。

<回答>

一般論で言えば、発電事業者は雇用含む地元との調整が完了したもののみを廃止決定するのですが、当庁としても電力の安定供給を大前提に電源のバランスを考えなければならないため、発電事業者の動向は注視してまいりたい。

- (3) 港湾労働者をはじめとする関係労働者の雇用の担保と関係事業者の事業継続措置が図られない限り、石炭火力発電の廃止・縮小を行わないこと。

<回答>

繰り返しになるが、非効率石炭火力のフェードアウトに係る政策においては上述の通り電力会社に対して休廃止を義務付けるものではないですが、関係省庁と連携の上検討してまいりたい。

V. 総合資源エネルギー調査会への申し入れ

1. 港湾運送・港湾関係事業への影響と対策について

石炭火力発電施設の稼働にかかる事業者は多数あり、地域の雇用に与える影響は多大なものとなります。特に石炭の荷卸し・移送・配送にかかる港湾での業務は多岐にわたり、直接的には1万人、関係業務を入れると倍にも3倍にも膨れ上がり、港湾と関係事業に働く労働者においては雇用不安が、港湾運送事業者と関連事業者においては事業継続への不安が広がっています。このため、以下の点について要請します。

- (1) 貴庁において、雇用と事業継続への不安を払拭することは言うに及ばず、港湾労働者の雇用が確保されるとともに、港湾運送事業者の事業が継続できるようにするための具体的な取り組みを国の政策及び計画に明記し実行すること。

<回答>

非効率石炭火力のフェードアウトに向けた政策を検討するに当たっては、廃止ありきの議論をしているわけではなく、非効率の定義を改めて検討するとともに、2018年に閣議決定したエネルギー基本計画に非効率石炭火力と明記されたSC・Sub-Cにおいても、事業者による高効率化の努力や工夫を評価する仕組みとし、事業者に対して目指すべき目標水準を提示しようとしております。このため、事業者による創意工夫を促すような制度設計をすべく、検討を進めてまいります。

- (2) そのために、当該政策や計画の策定過程で、直接的な政策所管官庁である貴庁との情報交換・意見交換とともに、貴庁・国土交通省・厚生労働省、そして港湾労働組合という枠組みでの協議を行い、対策を検討し、施策の具体化を図ること。その際、港湾運送事業者団体である、一般社団法人日本港運協会(日港協)の参加も視野に入れて対応すること。

<回答>

ご希望に応じ意見交換をさせていただきたい。

- (3) 別紙の意見書を総合資源エネルギー調査会の適切な会議で配付して検討を行うこと。

<回答>

2021年3月22日（月）開催の「第7回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 合同 石炭火力検討ワーキンググループ」において参考資料として配布いたします。

2. 政府は、地元対策を民間の発電事業者に丸投げするべきではない

この石炭火力発電の廃止・縮小政策によって港湾労働者の雇用と港湾運送事業者の事業基盤に影響を与えることは明白で、港湾運送事業者などに対する地元対策の内容の検討も実施も発電事業者の判断として丸投げするようでは雇用と関係事業者の事業継続

は担保できません。発注側である発電事業者は受注側である港湾運送事業者よりも立場が強いため、単に民間事業者同士で話し合いをしても、対等な話し合いができるとは考えられません。

「国は政策の策定までで、実際にどうするかは発電事業者が考える」、「個々の石炭火力発電施設の廃止・縮小の内容や地元対策の内容は発電事業者が自分で判断していることなので、政府はあずかり知らぬ」では問題です。過去にも似たようなことがあり、政府から同じようなことを言われ続けてきたのがこれまで私たち港湾労働組合の経験であり、これを繰り返すわけにはまいりません。このため、検討中の政策が以下の点も含む政策になるよう、お願いします。

- (1) 石炭火力発電の廃止・縮小が港湾労働者や港湾運送事業者に与える負の影響の発生を防止・軽減するための政策を、貴庁は、関係省庁とともに、責任をもって検討・実施すること。発電事業者の対応が不十分な場合は、貴庁は、発電事業者を指導すること。

<回答>

非効率石炭火力のフェードアウトに係る政策においては上述の通り電力会社に対して休廃止を義務付けるものではないですが、引き続き丁寧に議論をしてまいりたい。

- (2) 貴庁は、関係者に対する説明と協議を発電事業者任せにするのではなく、自ら責任をもって行うこと。発電事業者の対応が不十分な場合は、貴庁は、発電事業者を指導すること。

<回答>

一般論で言えば、発電事業者は雇用含む地元との調整が完了したもののみを廃止決定するのですが、当庁としても電力の安定供給を大前提に電源のバランスを考えなければならないため、発電事業者の動向は注視してまいりたい。

- (3) 港湾労働者をはじめとする関係労働者の雇用の担保と関係事業者の事業継続措置が図られない限り、石炭火力発電の廃止・縮小を行わないこと。

<回答>

繰り返しになるが、非効率石炭火力のフェードアウトに係る政策においては上述の通り電力会社に対して休廃止を義務付けるものではないですが、関係省庁と連携の上検討してまいりたい。

VI. 経済産業省への申入れ

1. 港湾運送・港湾関係事業への影響と対策について

(1) 貴庁において、雇用と事業継続への不安を払拭することは言うに及ばず、港湾労働者の雇用が確保されるとともに、港湾運送事業者の事業が継続できるようにするために具体的な取り組みを国 の政策及び計画に明記し実行すること。

<回答>

○ 非効率石炭火力のフェードアウトに向けた政策を検討するに当たっては、廃止ありきの議論をしているわけではなく、非効率の定義を改めて検討するとともに、2018 年に閣議決定したエネルギー基本計画に非効率石炭火力と明記された SC・Sub-C においても、事業者による高効率化の努力や工夫を評価する仕組みとし、事業者に対して目指すべき目標水準を提示しようとしております。このため、事業者による創意工夫を促すような制度設計をすべく、検討を進めてまいります。

(2) そのために、当該政策や計画の策定過程で、直接的な政策所管官庁である貴庁との情報交換・意見交換とともに、貴庁・国土交通省・厚生労働省、そして港湾労働組合という枠組みでの協議を行い、対策を検討し、施策の具体化を図ること。その際、港湾運送事業者団体である、一般社団 法人日本港運協会(日港協)の参加も視野に入れて対応すること。

<回答>

○ ご希望に応じ意見交換をさせていただきたい。

(3) 別紙の意見書を総合資源エネルギー調査会の適切な会議で配付して検討を行うこと。

<回答>

○ 2021 年 3 月 22 日(月)開催の「第 7 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 合同 石炭火力検討ワーキンググループ」において参考資料として配布いたします。

2. 政府は、地元対策を民間の発電事業者に丸投げするべきではない

(1) 石炭火力発電の廃止・縮小が港湾労働者や港湾運送事業者に与える負の影響の発生を防止・軽減するための政策を、貴庁は、関係省庁とともに、責任をもって検討・実施すること。発電事業者の対応が不十分な場合は、貴庁は、発電事業者を指導すること。

<回答> 非効率石炭火力のフェードアウトに係る政策においては上述の通り電力会社に対して休廃止を義務付けるものではないですが、引き続き丁寧に議論をしてまいりたい。

(2) 貴庁は、関係者に対する説明と協議を発電事業者任せにするのではなく、自ら責任をもって行うこと。発電事業者の対応が不十分な場合は、貴庁は、発電事業者を指導すること。

<回答> 一般論で言えば、発電事業者は雇用含む地元との調整が完了したもののみを廃止決定するのですが、当庁としても電力の安定供給を大前提に電源のバランスを考えなければならないため、発電事業者の動向は注視してまいりたい。

(3) 港湾労働者をはじめとする関係労働者の雇用の担保と関係事業者の事業継続措置が図られない限り、石炭火力発電の廃止・縮小を行わないこと。

<回答>

- 繰り返しになるが、非効率石炭火力のフェードアウトに係る政策においては上述通り電力会社に対して休廃止を義務付けるものではないですが、関係省庁と連携の上検討してまいりたい。

VII. 外国船舶協会への申し入れ

1. アライアンスの再編と雇用・職域問題について

アライアンスの再編、海運企業の合従連携・航路の再編は港運事業者並びに港湾労働者に深刻な雇用不安を惹起するものである。したがって、アライアンスの再編・船社の統合・航路の再編などについては船社の一方的な都合で強行することなく、港湾産別協定をはじめとした港運労使のルールを厳守し対応すること。

<回答>

配船計画は、外船社(海外)で行い決定されたことが日本に知らされるだけである。

また、航路・統合再編の情報は無い。

- ◆ 組合から、雇用・職域に影響がある場合については、船社の責任において労務保障を行うことを各船会社に対し強く要請し周知徹底をお願いした。

2. 港湾運送の安全・安心を確保する措置について

- (1) SOLAS 条約の改定により、16年4月から荷主責任において「重量証明」が義務化された。その実態は荷主が荷主関連証明機関で承認して、荷主自らが重量証明を行っている状況である。安全な陸上輸送・海上輸送・港湾運送を行うため、第三者証明で港湾運送の証明機関である事業者(日本海事検定協会・株シンケン・日本貨物検数協会・全日検)を荷主に要請すること。また、外船協として関係行政・団体にも強く要請すること。

<回答>

協会として、4検を起用することは協会として強制力がないが、協会としては、4検の重量証明は賛成の立場であるので、会員には報告する。

- (2) フレキシブルバッグによる危険物貨物輸送で、2016年10月30日付事業用自動車事故調査報告書は、事故の原因は運転手のブレーキによるものと報告されている。この報告は、事故自体がドライバーの責任によるとの見解であり、容認できない。これら危険物液体輸送については海上輸送にも重大な事故をもたらす危険があり、タンクコンテナを使用する旨、船社として荷主に対し強く要請し、フレキシブルバッグの使用禁止を強く要請すること。

<回答>

フレキシブルバッグの使用については、重大事故をもたらす危険がある為、タンクコンテナを使用する旨、会員船社に報告する。また、ヤード内で漏れを確認した場合、荷主立会いの下改善を図る。

- (3) コンテナ船のラッシング・アンラッシングをする際に足場が悪い箇所があり、ラッシングするのが大変危険な作業を強いられる。また、足を滑らすと転落・墜落の危険があり重大事故を及ぼすことになり、足場の悪い本船については船社の責任において、改善修理・足場の悪い箇所についてはコンテナの積み付けを行わないように強く要請する。

<回答>

足場の悪い本船があれば報告をいただければ、船社に対し外船協より改善する旨報告

します。

(4) 新型コロナウイルス対策として、本船が日本に入港する際、船員の検疫検査を行い異常がないことを確認してから、荷役作業を行わせること。また、航海中に船員に異常がある場合には、当該、船社・代理店(元請)・保健所などに連絡すること。本船が着岸し作業を行っているときには、船員にマスクの着用を義務付けること。

<回答>

現在、日本入港時は無線検疫だけなので、船員の健康状況について注意する旨、会員船社に対し報告する。

Ⅷ. 日本貿易会への申し入れ

1. 港湾運送事業の持続的で健全な発展のために、港湾運送料金を認可料金（国の関与する料金制度）に戻すよう取り組んでいることにご理解いただき、ご協力をいただくこと。その間は、現行届出制のもとでの適正料金の支払いにご協力いただくこと。
また、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に混乱をきたす価格競争（ダンピング）の防止に協力いただくこと。
2. 港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に資するため、港湾産別協定・港湾労使のルール及び諸慣行を遵守していただくこと。
3. 港湾運送の安全、国民経済の安心・安全を担保するための措置について
 - (1) 改正 SOLAS 条約によって「重量証明」が荷主に義務付けられるようになりましたが、証明行為の実態は、荷主物流企業によって行われています。条約の趣旨にそった海上、港湾物流の安全措置としての「証明」効力が図られるよう、「第三者機関」による「証明」行為の徹底と港頭地域においての重量検査（台貫場利用、庫前検量等）が即されるよう周知していただくこと。検査機関については、港湾運送の検査に精通する事業者（日本海事検定協会、(株)シンケン、日本貨物検数協会、全日検）を起用していただくこと。
 - (2) 「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」は、取次事業者等にコンテナ貨物の情報等を確実に伝達することを求めています。「同ガイドライン」を履行する立場から、重量、品目、梱包等の貨物情報が、港湾運送事業者、トラック事業者（運転者）に確実に伝達されるようご協力いただきたい。
 - (3) フレキシブルバックによる液体貨物輸送は、その危険性からも直ちに禁止すべきと考えており、荷主に同バックの使用禁止と液体輸送用のタンクコンテナの使用を啓蒙し、関係官署にもその旨を強く働きかけていただくこと。

＜回答＞

今の商社の物流関係は、特にコロナ禍以降はコンプライアンスに関して非常に気を付けています。多少のコストは別にして、まず公明正大にきちんとしたサービスを妥当な値段と適正な価格でなければ、守ってあげなければならない所は守っていかないと存続が危ないと思っている。

要請書の内容は会員の皆様に周知している。今回の要請書についても当会の物流会にも報告をさせていただく。

◆組合から

- ① 組合側より、要請書の主旨説明を行った。
- ② 港湾運送料金を認可料金に戻すよう取り組んでいることに理解と協力をもとめ、現行届出制のもとでの適正料金の支払いに協力していただくよう要請した。
- ③ 陸上における安全輸送、貨物の重量・積みつけについて、「重量証明」が荷主物流企业によって行われているが、港湾物流の安全措置としての効力が図られるよう、「第三者機関」による「証明」をお願いしていただくよう、会員商社に周知していただくの

とフレキシブルバックによる液体輸送の禁止と液体輸送用のタンクコンテナの使用の啓蒙をしていただくよう要請した。

- ④ 日本貿易会からの回答を受け、貿易会の立ち位置は理解しており、今後もこのような要請を行っていくので、理解と協力を求めた。

2021年3月17～18日

全国港湾20発第65～67号

港運同盟発21—第8～10号

各野党(立憲・国民・共産・社民) 殿

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 柏木公廣

全日本港湾運輸労働組合同盟

会長 日吉正博

港湾政策・港湾労働政策に係るご協力と政策課題意見交換会開催の要請

貴職に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言が発出されたなかでも、私たち港湾労働者は、我が国の国民生活と経済活動を支える上で、社会の安定の維持の観点からエッセンシャルワーカーとして、事業継続を要請されているところです。

私たちは、我が国経済と物流を支える産業として、港湾運送が健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の事項について要請させていただきますので、ご理解とご協力をお願いする次第です。

記

1. 港湾政策・港湾労働に係る諸課題についてのご協力について

(1) 全国港湾・港運同盟、両組合は、関係省庁(国土交通省、厚生労働省、経済産業省、消防庁)に対し別添の通りの申し入れを行い、協議を進めています。

(2) しかしながら、行き過ぎた規制緩和政策を見直し、港湾労働者・港運事業者の立場に立った政策に転換する課題、たとえば、港湾運送料金を認可制に戻すことや港湾労働法をすべての港湾・すべての職種に適用するなどの課題においては、残念ながら見るべき前進はありません。むしろ、国際戦略港湾政策に見るよう、さらなる「効率化・国際競争力強化」の荷主・船社の利便性を優先した政策が引き続き展開されていると言わざるを得ません。

また、昨年7月3日に、梶山経済産業大臣記者会見で「脱酸素社会実現を目指す、エネルギー基本計画に明記している非効率な石炭火力発電施設のフェードアウトの検討」が指示され、計画が始まっています。私たちは、地球温暖化防止という世界的要請に反対するものではなく、むしろ、推進を図るべきと考えています。しかし、その推進に当たっては、そこで働く港湾労働者や港運事業者が数多く携わっています。今、雇用不安と港運事業者と関連事業において事業継続への不安が広がっています。

(3) したがいまして、私どもが掲げる、港湾運送事業と港湾労働者の視点に立った施策に関して貴党(会派)と一致する課題について、政策活動・国会活動を通じたご協力をいただきたいと考えます。

2. 以上のことから貴党との「政策課題意見交換会」を開催したく申入れを行います。

なお、日時、場所などについては、別途相談させていただきます。

以上

<政党要請の取り組みの報告について>

1. 国民民主党への申入れ

- (1) 3月17日(水)11時より、参議院議員会館で行った。国民民主党からは、幹事長の榛葉賀津也(しんば・かずや)、政調会長の船山康江(ふなやま・やすえ)、企業団体担当の岸本周平(きしもと・しゅうへい)の三氏が参加した。
- (2) 柏木委員長から、コロナ禍の中でも日々現場で働いている厳しい実態を報告し、組合員のおかれている現状に理解を求めた。玉田書記長から、行政に対する要請と合わせて、政治の力を借りないと解決しない課題、①料金問題、②行政的「合理化」に伴う雇用不安、③石炭火力発電に係る雇用対策を中心に関連して要請を行った。
- (3) 国民民主党からは、脱炭素・カーボンニュートラルは一般からの受け止めはいいが、火力発電所の休廃止は、石炭荷役に係る労働者はもちろん、地域経済に大きな影響が出ることは理解するとして、これからも皆様の声を聞かせていただき、力を合わせていきたいとの表明があった。

2. 立憲民主党への申入れ

- (1) 3月17日11時45分から、参議院議員会館で開催した。冒頭、柏木委員長から、港湾労働者はエッセンシャルワーカーといわれているが、厳しい環境の中で働いており、港湾労働の現状について理解を深めていただきたい、とあいさつを行った。続いて全国港湾の玉田雅也書記長より、①港湾運送料金についての課題、②AIターミナル等の自動化導入に伴う雇用削減の懸念、③エネルギー政策の転換による石炭の荷役に係わる雇用確保などについて、要請を行った。
- (2) 立憲民主党・近藤昭一委員長(企業・団体交流)は「行き過ぎた規制緩和のなかで現場で苦労し、コロナ禍のなかで頑張り、厳しい春闘をたたかっていることに敬意を表したい」とあいさつした。江崎孝委員長代理は「脱炭素社会へ向けてエネルギー政策転換は、国策であることから対応が必要である」と応じ、要請に前向きに取り組む考えを示しました。
- (3) 要請・意見交換には企業・団体交流委員会から小宮山泰子委員長代行、尾辻かな子、城井崇各副委員長、森屋隆、小沼巧、山本和嘉子、森山浩行、松田功各次長江崎孝、も参加し、今後の取り組み課題について双方で認識を共有した。

3. 日本共産党への申入れ

- (1) 3月18日11時から、第二衆議院議員会館で開催した。高橋千鶴子衆議院議員が対応した。冒頭、柏木委員長は、コロナ禍の中でも物流を止めることなく日々働いている労働者の、労働環境改善のために料金問題は重要であり、力添えをお願いしたいとした。玉田書記長から、港湾運送料金についての課題、AIターミナル等の自動化導入に伴う雇用削減の懸念、エネルギー政策の転換による石炭の荷役に係わる雇用確保などについて、要請を行った。
- (2) 高橋議員からは、石炭火力発電所休廃止に係る雇用問題について、国は新たな発電

所計画が各地(小名浜の発電所の新設、仙台・大船渡のバイオマス発電所新設、北海道でもバイオマス発電・LNG 火力発電所等)であり、精査する必要があるとした。組合から、自動化や火力発電所休廃止にともなう雇用問題について要請を行った。

4. 社民党への申入れ

3月18日12時に、社民党・福島みずほ参議院議員へ申入れを行った。当日は委員会の開催と重なり、議員は不在だったため、申し入れ書を手交し、要請主旨の説明を玉田書記長より行い、改めて申入れを行うことを確認した。